**資産管理に関する細則**

特定非営利活動法人　千葉市音楽協会（以下、本会と称する）の、定款第39条に基づき、本会の資産管理に関する細則を定める。

第1条（目的）

　　本会が有する資産について、適正に管理し、有効に活用することを目的とする。

第2条（資産）

　　本会が有する資産は、以下のものとする。

　　　1．現金

2．預貯金

3．本会の経費で購入され、かつ、本会の運営に供される備品のうち、購入金額が

10万円以上（消費税を含まない）のもの

4．その他、理事会で必要と認めた備品

第3条（購入）

　　第2条3の購入に当たっては、理事会の承認を必要とする。

第4条（管理）

　　本会が有する資産の管理は、会長が責任を負う。

　　会長が不在の場合、代わりの理事がその責務を負う。

第5条（委託）

　　会長は、資産管理の実務について、会計主任に委託できる。

第6条（報告）

　　会長は、年度末の資産について、速やかに、理事会に報告する。

　　ただし、理事会での承認は必要としない。

第7条（改訂）

　　本細則の改訂は、理事の発議により、理事会の承認を持ってできる。

制定　　　：　2017（平成29）年5月21日

改訂記録　：